

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ鴨方

所在地 浅口市鴨方町鴨方一五二四番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 理事長 平田 昌三

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十時三十分まで

（変更後）午前六時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

平成二十九年十月十三日

二 届出年月日

平成二十九年十月十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年十月二十七日から平成三十年二月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び浅口市産業建設部産業振興課